

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【教育委員会】

- 岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則
- 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則
- 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正
- 岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正

（以上県例規集登載）

教育委員会

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県教育委員会規則第二号

岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則

岡山県総合教育センター規則（平成十九年岡山県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「道徳（小学校にあつては、特別の教科である道徳）」を「特別の教科である道徳」に改める。

「課長
参事」
第四条中「課長」を
に改める。

第五条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 参事は、上司の命を受け、センターの重要事項に関する事務を処理する。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第三号

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、年金班」を削る。

第五条中「に社会教育主事を、」を「及び」に改める。

第七条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを一
号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第四号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「、道徳」を削る。

様式第二号中「、~~道徳~~」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第五号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月三十一日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六条第一項の表の備考第九号若しくは第十号」を「第二条第一項の表の備考第九号、第四条第一項の表の備考第八号」に、「第十条の表の備考第二号」を「第九条の表の備考第三号」に、「他の教職又は」を「保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目、他の教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、他の養護教諭及び栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は他の」に改める。

第二条の五中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改める。

第三条の二第一項中「第十八項又は第十九項」を「第十七項又は第十八項」に改め、同条第二項中「第十八項後段」を「第十七項後段」に、「第十九項後段」を「第十八項後段」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三十六条関係）

一 免許法施行規則第十一条及び第十三条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

イ 幼稚園教諭免許状

受けようとする免許状の種類		在職年数		修得することを必要とする科目及び単位数	
		領域に関する専門的事項に関する科目		大学の独自に設定する科目	
		教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目		最低修得単位数	
		教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目			
		保育内容の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
		下の欄に掲げる部分以			
		幼児理解の理論及び方			

平成31年3月31日 岡山県公報 号外

																幼稚園教諭	
								二種免許状									一種免許状
一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五		
一	二	二	三	三	四	四	五	一	一	二	二	三	三	四	四		
九	一二	一五	一八	二一	二四	二七	三〇	七	九	一一	一三	一四	一六	一八	二〇		
二	三	三	四	五	六	六	六	二	三	三	三	三	四	四	四		
四	五	七	八	九	一一	一二	一三	三	五	六	七	七	八	九	一〇	外のもの	
一	一	一	一	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	法又は教育 相談（カウ ンセリング に関する基 礎的な知識 を含む。） の理論及び 方法に係る 部分	
								二	三	三	四	四	五	五	六		
一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五		

免許法施行規則第十一条第一項の表の備考第三号の規定の適用を受ける者に係るもの

幼稚園教諭の一種免許状

三	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四	二	一〇	三	五	一	五	三	五	二〇
五	二	九	三	五	一	三	三	一五	
六	一	七	二	三	一	二	一〇		

備考

一 最低修得単位数については、領域に関する専門的事項に関する科目の欄、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の単位については、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる各区分ごとの科目の単位数を含めて修得するものとする。

二 領域に関する専門的事項に関する科目の単位は、免許法施行規則第二条第一項の表の備考第一号に定める方法により修得するものとする。

三 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる教育の基礎的理解に関する科目の単位は、免許法施行規則第二条第一項の表の第三欄に掲げる科目に含めることが必要な事項について一以上の事項を含めて修得するものとする。また、下の欄に掲げる部分以外のものの単位は、保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の事項のうち一以上の科目又は事項を含めて修得するものとし、幼児理解の理論及び方法又は教育相談（カウンセリングに含む。）の理論及び方法の事項のうち一以上の事項を含めて修得するものとする。

四 大学が独自に設定する科目の単位は、免許法施行規則第二条第一項の表の備考第十四号に定める方法により修得するものとする。

ロ 幼稚園教諭免許状以外

受けようとする免許状の種類	在職年数	修得することを必要とする科目及び単位数			
		教科に関する専門的事項に関する科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
		科目	各教科の指導法に関する科目	教育の基礎	各教科の指導法に関する

小学校教諭										
二種免許状					一種免許状					
七	六	二	一	一〇	九	八	七	六	五	
四	四	一	一	二	二	三	三	四	四	
二六	二九	七	九	一一	一三	一五	一七	一九	二一	導法に関する科目
五	六	一	二	三	三	三	三	四	四	的理解に関する科目
一二	一三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を（含む。）の理論及び方法又は進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分
三	四	一	一	一	一	一	二	二	二	
二	二	二	二	三	三	四	四	五	五	
四〇	四五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	

平成 3 1 年 3 月 3 1 日 岡山県公報 号外

															中学校教諭											
二種免許状							一種免許状																			
二二	一一	一〇	九	八	七	六	一一	一一	一〇	九	八	七	六	五	一三	一二	一一	一〇	九	八						
四	五	六	七	八	九	一〇	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一	一	二	二	三	三						
八	一〇	一二	一五	一七	一九	二一	五	七	八	一〇	一一	一三	一四	一六	八	一一	一四	一七	二〇	二三						
三	三	三	四	五	六	六	一	二	三	三	三	四	四	四	二	二	三	三	四	四						
二	二	二	三	三	四	四	二	三	三	四	四	五	五	六	四	五	六	八	九	一〇						
二	二	二	三	三	四	四	一	一	一	一	一	二	二	二	一	一	二	二	三	三						
一	二	二	三	三	四	四	二	二	三	三	三	三	四	四	一	一	一	一	二	二						
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五						

高等学校教諭の一種免許状										高等学校教諭の一種免許状									
中学校教諭の一種免許状										中学校教諭の一種免許状									
小学校教諭の一種免許状										小学校教諭の一種免許状									
免許法施行規則第十一条第一項の表の備考第三号の規定の適用を受ける者に係るもの										免許法施行規則第十一条第一項の表の備考第三号の規定の適用を受ける者に係るもの									
四	三	六	五	四	三	六	五	四	三	一	二	一	〇	九	八	七	六	五	一三
四	五	三	四	五	六	一	一	二	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	三	
六	七	五	七	八	一〇	七	九	一一	一三	四	五	六	七	九	一〇	一一	一二	六	
二	三	一	二	三	三	一	二	三	三	一	二	三	三	三	四	四	四	二	
一	二	二	三	三	四	四	五	六	七	一	一	二	二	二	三	三	三	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	二	一	
六	八	二	三	三	四	二	三	四	五	三	四	四	五	六	七	七	八	一	
二〇	二五	一〇	一五	二〇	二五	一〇	一五	二〇	二五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	一〇	

保健の教科についての中学校教諭の一種免許状	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
免許法施行規則第十一条第一項の表の備考第四号の規定の適用を受ける者に係るもの	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
六	三	四	五	一	二	三	四	一	二	三	四	一〇	一五

備考

一 最低修得単位数については、教科に関する専門的事項に関する科目の欄、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の単位については、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる各区分ごとの科目の単位数を含めて修得するものとする。

二 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次のイからハまでに定めるとおりとする。

イ 小学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第三条第一項の表の備考第一号に定める方法により修得するものとする。

ロ 中学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第四条第一項の表の備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。ただし、修得することを必要とする単位数が十単位未満であるときは、同号に掲げる科目の数が五未満の免許教科にあつては一以上の科目について、同号に掲げる科目の数が五以上の免許教科にあつては二以上の科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。

ハ 高等学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第五条第一項の表の備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。ただし、修得することを必要とする単位数が十単位未満であるときは、同号に掲げる科目の数が五未満の免許教科にあつては一以上の科目について、同号に掲げる科目の数が五以上の免許教科にあつては二以上の科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。

三 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許

状の種類に応じ、次のイからハまでに定めるとおりとする。

イ 小学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第三条第一項の表の第三欄に掲げる科目に含めることが必要な事項について、一以上の事項を含めて修得するものとする。

ロ 中学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第四条第一項の表の第三欄に掲げる科目に含めることが必要な事項について、一以上の事項を含めて修得するものとする。

ハ 高等学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第五条第一項の表の第三欄に掲げる科目に含めることが必要な事項について、一以上の事項を含めて修得するものとする。

四 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる部分以外のものの単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次のイ又はロに定める科目又は事項のうち一以上の科目又は事項について修得するものとする。

イ 小学校又は中学校の教諭の普通免許状

(イ) 各教科の指導法に関する科目

(ロ) 道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の事項

ロ 高等学校教諭の普通免許状

(イ) 各教科の指導法に関する科目

(ロ) 総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の事項

五 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法又は進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分の単位は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の事項のうち一以上の事項を含めて修得するものとする。

六 大学が独自に設定する科目の単位は、免許法施行規則第二条第一項の表の備考第十四号に定める方法により修得するものとする。

二 免許法施行規則第十五条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

中学校教諭	受けようとする他の教科についての免許状の種類	教科に関する専門的事項に関する科目	修得することを必要とする科目及び単位数	各教科の指導法に関する科目
	一種免許状			
	二種免許状		一〇	三

三
備考 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、一のロの表の備考第二号の規定を準用する。
免許法施行規則第十六条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

高等学校教諭 一種免許状	受けようとする免許状の種類						在職年数	修得することを必要とする科目及び単位数							
	二種免許状			一種免許状				教科に関する専門的事項に関する科目	教諭の教育の基礎的理論に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	下の欄に掲げる部分以外のもの	生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法又は進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分	最低修得単位数	
高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担当する教諭の一種免許状	三	八	七	六	四	三	一〇								五

高等学校教諭	一種免許状	二〇	四
--------	-------	----	---

免許法施行規則第十六条第三項の規定の適用を受ける者に係るもの

中学校において職業実習を担任する教諭の二種免許状

六

五

五

二

一

一

一〇

備考

一 最低修得単位数については、教科に関する専門的事項に関する科目の欄及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄については、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる各区分ごとの科目の単位数を含めて、修得するものとする。

二 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次のイ及びロに定めるとおりとする。

イ 中学校教諭の普通免許状

免許法施行規則第四条第一項の表の備考第一号ルに掲げる教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。

ロ 高等学校教諭の普通免許状

受けようとする免許教科の種類に応じ、免許法施行規則第五条第一項の表の備考第一号ヲからネまでに掲げる教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。この場合において、同号ヲからネまでに掲げる科目の数が五未満の免許教科にあつては一以上の科目について、同号ヲからネまでに掲げる科目の数が五以上の免許教科にあつては二以上の科目について、それぞれ一単位以上を修得するものとする。

三 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科に関する指導法に関する科目の単位の修得方法は、一のロの表の備考第三号から第五号までの規定を準用する。

四 免許法施行規則第十七条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類		在職年数	修得することと必要とする科目及び単位数	
養護に関する科目	養護に関する科目の内容		養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目
	衛生学・公衆衛生学（予防衛生）		「学校保健、養護概説」	栄養学（食品学を含む。）
			教育の基礎的理解に関する科目	道徳・総合的な学習の時間
			大学が独自に設定する科目	
			最低修得単位数	

養護教諭		免許法施行規則第十七条第一項の表の備考の規定の適用を受ける者に係るもの								養護教諭			
		二種免許状				一種免許状							
二種免許状	一種免許状	一〇	九	八	七	六	五	四	三	六	八	医学を含む。	急処置を含む。
四	四	一	一	二	二	二	一	一	一	一	一		
一	一	一	一	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一
三	三	四	五	六	七	八	四	五	六	四	五	六	六
一	一	一	二	二	三	三	一	二	二	一	二	二	二
一	一	二	二	二	四	四	二	二	二	二	二	二	二
一〇	一〇	一〇	一五	二〇	二五	三〇	一〇	一五	二〇	一〇	一五	二〇	二〇

備考

一 最低修得単位数については、養護に関する科目の欄、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、養護に関する科目の単位数については、養護に関する科目の内容の欄に掲げる各科目の単位数を含めて修得するものとし、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内容の欄に掲げる各科目の単

等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目

免許法施行規則第十七条の二第二項の規定の適用を受ける者に係るもの

栄養教諭の一種免許状

	九	七	一	二	一	一〇
二	六	二	二	二	二	八

備考

- 一 最低修得単位数については、管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目の欄、栄養に係る教育に関する科目の欄及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位については、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内容の欄に掲げる各科目の単位数を含めて修得するものとする。
- 二 管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目の単位は、同表の教育内容の欄のうち一以上の科目について、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数を修得するものとする。
- 三 栄養に係る教育に関する科目は、免許法施行規則第十条の表の備考第一号に掲げる栄養に係る教育に関する科目に含めることが必要な事項を含む科目について修得するものとする。

四 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内容の欄に掲げる各科目に応じ、免許法施行規則第十条の表の第三欄及び第四欄に掲げる各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ一以上の事項を含めて修得するものとする。

七 免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号及び第十八条の四の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

幼稚園教諭の二	受けるようとする免許状の種類	有することを必要とする免許状	最低在職年数に加える在職年数	修得することを必要とする科目及び単位数		
小学校教諭の普				教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目
一				道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
三				教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	大学が独自に設定する科目

高等学校教諭の 一種免許状	中学校教諭の二 種免許状		小学校教諭の二 種免許状				幼稚園教諭の普 通免許状		通免許状									
	中学校教諭の普 通免許状(二種 免許状を除く。)	小学校教諭の普 通免許状	高等学校教諭の 普通免許状	二	三	一	二	一	二	一								
一	二	二	一	三	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一
				五	五	七												
	一	一	一	一	一	二	五	七	五	七	一	一						
			一	一														
一	二	一	一	一	二	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二
四	六	二	三															

備考

- 一 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 二 教科に関する専門的事項に関する科目及び各教科の指導法に関する科目（小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合の各教科の指導法に関する科目を除く。）の単位は、免許法施行規則第十八条の二の表備考第一号及び第二号に規定する方法により修得するものとする。
- 三 大学が独自に設定する科目の単位は、免許法施行規則第十八条の二の表備考第三号に規定する方法により修得するものとする。ただし、同号により修得することを必要とする科目の数が最低修得単位数を超える場合は、当該最低修得単位数を必要とする科目の数とする。
- 四 小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合の各教科の指導法に関する科目の単位は、免許法施行規則第十八条の二の表備考第二号に規定する教科について、次により修得するものとする。
 - イ 各教科の指導法に関する科目の修得することを必要とする単位数（以下「必要単位数」という。）が七の場合にあつては、次により四以上の教科の各教科の指導法に関する科目について修得するものとする。

八 免許法施行規則附則第四項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

(イ) 四の教科の各教科の指導法に関する科目を修得することにより必要単位数を修得しようとする場合

四の教科のうち、三以上の教科の各教科の指導法に関する科目について、それぞれ二単位以上を修得すること。

(ロ) 五以上の教科の各教科の指導法に関する科目を修得することにより必要単位数を修得しようとする場合

修得する教科のうち、二以上の教科の各教科の指導法に関する科目について、それぞれ二単位以上を修得すること。

コ 必要単位数が五の場合にあつては、次により三以上の教科の各教科の指導法に関する科目について修得するものとする。ただし、五以上の教科の各教科の指導法に関する科目を修得することにより必要単位数を修得しようとする場合を除く。

(イ) 三の教科の各教科の指導法に関する科目を修得することにより必要単位数を修得しようとする場合

三の教科のうち、二以上の教科の各教科の指導法に関する科目について、それぞれ二単位以上を修得すること。

(ロ) 四の教科の各教科の指導法に関する科目を修得することにより必要単位数を修得しようとする場合

四の教科のうち、一以上の教科の各教科の指導法に関する科目について、二単位以上を修得すること。

番号			在職年数			修得すること必要とする科目及び単位数			最低修得単位数											
三	二	一	四	四	四	六	六	六	二	二	二	一	一	一〇						
			教科に関する専門的事項に関する科目			教諭の教育の基礎的理			教諭の教育の基礎的理解に関する科目の内容			各教科の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法又は進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分					

高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業	受けようとする免許状の種類			
	基礎資格		イ	
	在職年数		三	
	教科に関する専門的事項に関する科目		五	
	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目		五	
	修得することを必要とする科目及び単位数		二	一
	各教科の指導法に関する科目又は各教科の指導法に関する科目の内容		一	一
	最低修得単位数		一〇	一〇

九 免許法施行規則附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

- 一 番号の欄に掲げる番号は、免許法附則第五項の表の番号の欄に掲げる番号とする。
- 二 最低修得単位数については、教科に関する専門的事項に関する科目の欄及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄に掲げる科目の欄に含めて修得するものとする。この場合において、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄に掲げる各区分ごとの科目の単位を含めて修得するものとする。
- 三 教科に関する専門的事項に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は一の口の表の備考第二号から第五号までの規定を準用する。

備考

四	五	六	四	一	一
五	一	四	六	三	一
一	五	一	二	一	一〇
二	一	一	一	一	一〇

実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の一種免許状

ニ	ハ	ロ
三	六	三
五	五	五
五	五	五
二	二	二
一	一	一
一〇	一〇	一〇

備考

- 一 基礎資格の欄に掲げるイ、ロ、ハ及びニは、それぞれ免許法附則第九項の表の第二欄に掲げるイ、ロ、ハ及びニの基礎資格とする。
 - 二 最低修得単位数については、教科に関する専門的事項に関する科目の欄及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄に掲げる科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄については、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる各区分の科目の単位数を含めて修得するものとする。
 - 三 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、三の表の備考第二号の規定を準用する。
 - 四 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、一のロの表の備考第三号から第五号までの規定を準用する。
- 十 免許法施行規則附則第十四項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類		在職年数		修得すること必要とする科目及び単位数	
教科に関する専門的事項に関する科目		教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目		大学の独自に設定する科目	
各教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目		最低修得単位数	
各教科の指導法に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		大学の独自に設定する科目	
下の欄に掲げる部分以外のもの		生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の		大学の独自に設定する科目	

平成31年3月31日 岡山県公報 号外

高等学校教諭の一種免許状																
二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇
三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九
四	五	七	八	九	一〇	一二	一三	一四	一五	一七	一八	一九	二〇	二三	二三	二四
一	二	三	三	三	四	四	四	五	五	五	七	七	七	七	八	八
一	一	二	二	二	三	三	三	四	四	四	五	五	五	五	六	六
一	一	一	一	二	二	二	二	二	三	三	三	三	三	四	四	四
三	四	五	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一一	一二	一三	一四	一四	一五	一六
一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五	九〇

理論及び方法又は進路指導及びキヤリア教育の理論及び方法に係る部分

備考

- 一 最低修得単位数については、教科に関する専門的事項に関する科目の欄、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の単位については、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄に掲げる各区分の科目の単位数を含めて修得するものとする。
- 二 教科に関する専門的事項に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目及び大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、一の口の表の備考第二号から第六号までの規定を準用する。

十一 免許法施行規則附則第十五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

イ 幼稚園教諭免許状

受けようとする免許状の種類		在職年数		修得することを必要とする科目及び単位数	
改正法附則第十一項の規定の適用を受ける者に係るもの	領域に関する専門的事項に関する科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学が独自に設定する科目
				下の欄に掲げる部分以外のもの	
				幼児理解の理論及び方法又は教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分	

幼稚園教諭の二種免許状	三	五	五	一	二	一	一〇
	四	一	九	二	四	一	一〇
改正法附則第十二項の規定の適用を受ける者に係るもの							
幼稚園教諭の二種免許状	一	五	五	一	二	一	一〇

備考

一 最低修得単位数については、領域に関する専門的事項に関する科目の欄、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の欄については、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる各区分ごとの科目の単位数を含めて修得するものとする。

二 領域に関する専門的事項に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は保育内容の指導法に関する科目及び大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、一のイの表の備考第二号、第三号及び第四号の規定を準用する。

ロ 幼稚園教諭免許状以外

受けようとする免許状の種類	在職年数	修得することを必要とする科目及び単位数					
		教科に関する専門的事項に関する科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、各教科の指導法に関する科目の内容	各教科の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	下の欄に掲げる部分以外のもの	大学が独自に設定する科目
					生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリング）		最低修得単位数

改正法附則第十一項の規定の適用を受ける者に係るもの												
小学校教諭の二種免許状				三	五	五	五	一	二	一	関する基礎 的な知識を 含む。)の 理論及び方 法又は進路 指導及びキ ヤリア教育 の理論及び 方法に係る 部分	一五
改正法附則第十二項の規定の適用を受ける者に係るもの				四	三	三	六	二	一	一		一〇
小学校教諭の二種免許状				一	五	五	一	二	一		一〇	
改正法附則第十三項の規定の適用を受ける者に係るもの				五	五	五	一	二	二	一		
小学校教諭の二種免許状				五	五	五	一	二	一		一〇	

備考

一 最低修得単位数については、教科に関する専門的事項に関する科目の欄、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄については、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の内容の欄に掲げる各区分ごとの科目の単位数を含めて修得するものとする。

二 教科に関する専門的事項に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目及び大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、一の口の表の備考第二号から第六号までの規定を準用する。

十二 免許法施行規則附則第十六項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

養護教諭の二種免許状	三	六	一	一	一	一	二	一	一	一〇	
受けようとする免許状の種類	在職年数	養護に関する科目	養護に関する科目の内容	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む)	「学校保健、養護概説」	栄養学(食品学を含む)	看護学(臨床実習及び救急処置を含む)	養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目	養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等の内容	養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等の内容	最低修得単位数
受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	教科の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数			

備考

- 一 最低修得単位数については、養護に関する科目の欄及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。
- 二 この場合において、養護に関する科目の欄については、養護に関する科目の内容の欄に掲げる各科目の単位数を含めて修得するものとし、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄については、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内容の欄に掲げる各科目の単位数を含めて修得するものとする。
- 三 養護に関する科目及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、四の表の備考第二号から第四号までの規定を準用する。
- 十三 免許法施行規則附則第三十八項及び第三十九項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	教科の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	教科の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

看護師養成施設のうち修業年限二年のものを卒業した者に係るもの	高等学校教諭の一種免許状								看護師養成施設のうち修業年限三年のものを卒業した者に係るもの		
	一一	一〇	九	八	七	六	五	四			
	三	四	五	六	七	八	九	一〇			
	四	五	六	七	九	一〇	一一	一二		導法に関する科目	
	一	二	三	三	三	四	四	四		的理解に関する科目	
	一	一	二	二	二	三	三	三		科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 下の欄に掲げる部分以外のもの 生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに關する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法又は進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分	
	一	一	一	一	二	二	二	二			
	三	四	四	五	六	七	七	八			
	一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五			

高等学校教諭の一種免許状

一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
三	四	五	六	七	八	八	九	一〇	一一	一二
四	五	六	八	九	一〇	一一	一二	一四	一五	一六
一	二	三	三	三	四	四	四	五	五	五
一	一	二	二	二	三	三	三	四	四	四
一	一	一	一	二	二	二	二	二	三	三
三	四	五	五	六	七	八	九	九	一〇	一一
一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇

備考

- 一 最低修得単位数については、教科に関する専門的事項に関する科目の欄、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる科目の単位数を含めて修得するものとする。この場合において、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目の欄に掲げる各区分ごとの科目の単位数を含めて修得するものとする。
- 二 教科に関する専門的事項に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目及び大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、一の口の表の備考第二号から第六号までの規定を準用する。

様式第一号中

修得単位数		教	科	教	職	教科又は職	特別教育	養	護	養	護	又は職	栄	養	栄	養	又は職	合	計

を

修得単位数	(旧課程)						合計
	教科	職	教科又は職	特別支援助育	養護又は職	養護又は職	
(新課程)	教科及び職	特別支援助育	養護及び職	栄養及び職	合計		

に改める。

様式第二号中

教	科	教	職
---	---	---	---

を

--	--

に改める。

様式第五号中「現在までの修得単位願」を「現在までの修得単位」及び「教科に関する科目」に
 「教科に関する科目」に改める。 単位
 教職に関する科目」に 単位

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十一号）の施行の日（以下「施行日」という。）前において、同令による改正後の教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に定める教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の事項に係る部分に限る。）に相当する教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令による改正前の教育職員免許法施行規則の科目の単位を修得し、施行日以降、当該単位を用いて別表第二の規定により免許状を受けようとする場合にあっては、当該単位を、教育の基礎的理解に関する科目の修得単位数から減じ、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の修得単位数に加えることができる。

◎岡山県教育委員会訓令第一号

岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成六年岡山県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月三十一日

庁 中 一 般
 教 育 事 務 所
 教 育 機 関
 県 立 学 校

岡山県教育委員会

様式中

血	清	尿	酸 (mg/dl)						
---	---	---	-----------	--	--	--	--	--	--

を

腎機能検査	血清クレアチニン (mg/dl)						
血	清	尿	酸 (mg/dl)				

に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第二号

庁 中 一 般
 教 育 事 務 所
 教 育 機 関
 県 立 学 校

岡山県教育委員会文書保存分類表（平成八年岡山県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。
 平成三十一年三月三十一日

岡山県教育委員会

第一表A共通の表5人事の部2給与の項中「給与口座振替等」を「給与口座振替等」に

14	給与口座振替等	1	を	14	給与口座振替等	1	に改める。
				15	給与口座振替等	7	

第一表B教育政策の表1人事の部1総括の項中

			を				岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会	を		に改め、
--	--	--	---	--	--	--	-----------------------------	---	--	------

同表3秘書広報の部6指定統計調査の項中

	指定統計調査	1	を		指定統計調査	
--	--------	---	---	--	--------	--

	基幹統計調査	1	を		基幹統計調査	
--	--------	---	---	--	--------	--

に改め、同表4教育企画の部2総合企画の項中

	9	園に対する提案	3
--	---	---------	---

を

9	国に対する提案	3	に改める。
10	優良実践普及	5	

第一表C財務の表3給与管理の部1給与の項中

5	を	7	に改める。
---	---	---	-------

第一表E高校教育の表1総括の部8研修の項中

10	を	3	を	主幹教諭の企業研修	3	に
----	---	---	---	-----------	---	---

「10」を「3」に改め、同部に次のように加える。

C	キャリア教育	1	キャリア教育総括	3
---	--------	---	----------	---

第一表E高校教育の表3指導の部1国際理解教育の項中

6	グローバル化に対応した教育	3	を
---	---------------	---	---

6	グローバル化に対応した教育	3	に改め、同表5管理の部1特色ある学校づくりの項中
7	国際バカロレア	5	
8	岡山型スーパーグローバルハイスクー	5	

ル	
---	--

4	国際バカロレア	5
---	---------	---

4	高等学校魅力化推進事業 地域学	5
5		3

に改め、同部〇調査研究の項中

1	調査研究総括	5
---	--------	---

1	調査研究総括	5
2	遠隔教育システム研究事業	3

に改める。

第一表F保健体育の表1総括の部B補助金の項中

2	地域スポーツ振興費	5
---	-----------	---

2	地域スポーツ振興費	5
3	部活動指導員配置事業	5

に改める。

第一表G生涯学習の表1総括の部5社会教育指導員の項中

5	社会教育指導員	1	社会教育指導員総括	3
---	---------	---	-----------	---

を

5		1	
---	--	---	--

に改め、同表2振興の部2国庫補助の項中

家庭教育支援基盤形成事業補助金	5	を			に、	「放課後子どもプラン推進事業費補助金」	を	「中高生
-----------------	---	---	--	--	----	---------------------	---	------

が活躍！おかやま創生を支える人づくり推進事業」に、同部3県費補助の項中

1	を
---	---

1	日本スカウトジャンボリー派遣費補助金	5	に、	同表3企画推進の部1生涯学習支援の項中	生涯学習ネットワーク	3	を		
	障害者の生涯学習	5	に、	同表4社会教育の部1家庭・地域教育の項中	「学校支援地域本部」		「地域学校協働本部」	に、	「親育ち応援学

16	親のグッドスタート事業	5	を
17	親育ち応援隊！家庭教育支援チーム	5	を

16	に、
17	に、

第一表日文化財の表2文化財保護の部6補助金の項中「国指定重要文化財等保存整備費」

6	産業医	3	を
---	-----	---	---

第一表I福利の表4健康管理の部1労働安全衛生の項中

6	産業医	3
7	災害対応	3

に改める。

第一表し人権教育の表2企画推進の部2人権教育推進の項中

13	落ち着いた学級づくり支援事業	5
----	----------------	---

を

13	落ち着いた学級づくり支援事業	5
14	アプリを利用した匿名によるいじめ等の相談・報告システム活用事業	5

に改める。

第一表ニ義務教育の表2指導の部2国庫補助の項中「コミュニティ・スクール導入等促進事業」を「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」に改め、同部3県費補助の項中

1	教育研究推進補助事業	5
2	チャレンジ・ワーク14	5

を

1	教育研究推進補助事業	5
---	------------	---

に改める。

第二表1共通の表5人事の部2給与の項中「労務委託控除母中書兼配属特別控除母中書」を「保険料控除母中書」に、

29	旅費口座振替申出書	1
----	-----------	---

を

29	旅費口座振替申出書	1
30	配偶者控除等申告書	7

に改める。

第二表2教育事務所の表2総務の部1総括の項中

3	学割証
---	-----

を

3	を
---	---

を

3	
---	--

に改め、回部5給与支給の項中「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」を「保険料控除申告書」に

29	個人番号届出書	3
----	---------	---

を
に改め、同表3教職員の部3サービスの項中

29	個人番号届出書	3
30	配偶者控除等申告書	7

9	服務総括	5
---	------	---

を
に改め、同表4学校支援の部4教科指導の項中

9	服務総括	5
10	働き方改革	5
11	不祥事防止対策	5

1	教科指導総括	5
---	--------	---

を
に改め、同表5生涯学習の部C補助・委託事業の

1	教科指導総括	5
2	道徳教育	5
3	外国語教育	5

中で「親育ち応援隊！家庭教育支援チーム推進事業」を「訪問型家庭教育支援推進事業」に

17	親のゾットスター事業	5
----	------------	---

17	
----	--

を
に改め、「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」に

4	10年経験者研修講座	3
---	------------	---

第二表14総合教育センターの表3教育経営の部1経験年数別研修の項中

5	5年経験者研修講座	3
6	15年経験者研修講座	3
7	2年目研修講座	3
8	3年目研修講座	3

を

4	16年目研修講座	3
5	2年目研修講座	3
6	3年目研修講座	3
7	中堅教諭等資質向上研修講座	3

に改め、同表4教科教育の部1所員研究の項中

1	所員研究総括	3
2	個人研究	3
3	共同研究	3
4	理科指導資料	3
5	プロジェクト研究	3
6	教育研究発表大会	3

を

1	理科指導資料	3
2		
3		
4		
5		
6		

に改め、同部中4交換教員の項を削り、同部に次のように加える。

7	情報提供	1	カリキュラムサポートセンター	5
---	------	---	----------------	---

「 | |

| |

第2表14総合教育センターの表7情報教育の部3情報提供の項中

1	情報提供総括	5
2	カリキュラムサポートセンター	5

を

1	情報提供総括	5
---	--------	---

に改め、同部に次のように加える。

4	所員研究	1	所員研究総括	3
		2	個人研究	3
		3	共同研究	3
		4	プロジェクト研究	3
		5	教育研究発表大会	3

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成三十年度以降において完結した文書から適用する。